

国立公園における行為規制の概要

	地域区分	行為の種類	処分権者
許可を要する行為	特別地域	①工作物の新築、改築、増築 ②木竹の伐採 ③鉱物や土石の採取 ④河川、湖沼の水位・水量の増減 ⑤指定湖沼への汚水の排出等 ⑥広告物の設置等 ⑦指定する物の集積又は貯蔵 ⑧水面の埋立等 ⑨土地の形状変更 ⑩指定植物の採取等 ⑪指定動物の捕獲等 ⑫屋根、壁面等の色彩の変更 ⑬指定する区域内への立入り ⑭指定地域での車馬等の乗り入れ ⑮政令で定める行為	国立公園 →環境大臣 (権限の一部は地方環境事務所に委任) 国立公園 →都道府県知事
	特別保護地区	特別地域の行為に加え ①木竹の損傷 ②木竹の植栽 ③家畜の放牧 ④物の集積又は貯蔵 ⑤火入れ、たき火 ⑥植物の採取等 ⑦動物の捕獲等 ⑧車馬等の乗り入れ ⑨政令で定める行為	国立公園 →環境大臣 (権限の一部は地方環境事務所に委任) 国立公園 →都道府県知事
	海中公園地区	①工作物の新築、改築、増築 ②鉱物や土石の採取 ③広告物の設置等 ④指定動植物の捕獲等 ⑤海面の埋立等 ⑥海底の形状変更 ⑦物の係留 ⑧汚水の排出等	国立公園 →環境大臣 (権限の一部は地方環境事務所に委任) 国立公園 →都道府県知事
届出を要する行為	特別地域 (事後)	①特別地域の指定時における既着手行為 ②非常災害のために必要な応急措置	国立公園 →地方環境事務所に委任
	(事前)	③指定地域での木竹の植栽、家畜の放牧	国立公園 →都道府県知事
	特別保護地区 海中公園地区 (事後)	①特別保護地区、海中公園地区の指定時における既着手行為 ②非常災害のために必要な応急措置	
	普通地域 (事前)	①大規模な工作物の新築、改築、増築 ②特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 ③広告物の設置等 ④水面の埋立等 ⑤鉱物や土石の採取 (海域では※のみ) ⑥土地の形状変更 ⑦海底の形状変更 (※) (※) 海中公園地区周辺での行為に限る	国立公園 →地方環境事務所に委任 国立公園 →都道府県知事